

## 和歌山県私立小学校、中学校及び高等学校の設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事(以下「知事」という。)が私立学校の設置、課程及び学科の設置、収容定員の変更に係る学則の変更の認可並びに設置者の変更の認可を行う場合は、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)、中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)及び高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)その他の関係法令のほか、この基準に基づき審査する。

なお、小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準を総称する場合は、以下「設置基準」という。

### 第1 対象となる私立学校

この審査基準の対象となる私立学校は、次に掲げる学校をいう。なお、次の4及び5を総称する場合は、以下「高校」という。

- 1 小学校
- 2 中学校
- 3 義務教育学校
- 4 全日制又は定時制の課程を設置する高等学校
- 5 全日制又は定時制の課程を設置する中等教育学校

### 第2 私立学校の設置認可

#### 1 私立学校の責務

私立学校は、次に掲げる責務をいずれも果たすものでなければならない。

- (1) 学校教育が果たすべき重要な役割を自覚し、教育の質の向上に努めること。
- (2) 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
- (3) 家庭、地域住民その他の関係者と、相互連携及び協力に努めること。
- (4) 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づいて定めた本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を理解し、本県の教育課題の解決に寄与すること。

#### 2 名称

私立学校に付する名称は、当該私立学校の種類及び目的にあった適切なものであり、かつ、既存の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する学校(以下「一条校」という。)の名称と紛らわしくないものであること。

また、課程等の名称は、他の課程又は学科と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

#### 3 立地

私立学校の位置は、教育上及び安全上適切な環境であること。この場合において、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 崖崩れ等自然災害に対して安全であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風

俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が学校の周辺に立地していないこと。

#### 4 規模

学級数及び生徒数は、生徒数の将来動向、既存の一条校における収容定員の状況等を考慮するとともに、学校運営に支障をきたさない規模であること。

#### 5 教員

教員は、校種や各教科に応じた教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく普通免許を有する者を配置し、また特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するなど、教育水準の維持向上が図られる構成であること。

#### 6 施設等

(1) 施設及び設備は、原則として同一の敷地内であること。

(2) 施設及び設備は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が設置する他の一条校等の施設及び設備を使用することができる。

(3) (2)に基づき、他の一条校等の施設及び設備を使用する場合においても、原則として設置基準において必要とされる面積を確保していること。

#### 7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、申請者の自己所有であり、負担附(担保に供せられていること等をいう。以下同じ。)でないこと。

(2) (1)にかかわらず、申請者が、認可申請時までに地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する権利を取得している場合は、(1)の限りでない。

(3) (1)にかかわらず、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金に係る担保は(1)の限りでない。

(4) 設備は、(2)に基づき地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合を除き、自己所有であり、負担附でないこと。

(5) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。

(6) (5)にかかわらず、既に私立学校等を設置している学校法人が私立学校の設置をする場合は、次の基準を満たす借入金は認める。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が、銀行法(昭和56年法律第59号)に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。

い。

- (7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
- (8) 校地及び校舎が借用の場合には、(7)にかかわらず、認可申請時において開設年度から完成年度(開設年度に第一学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達する年度をいう。)までの経常的経費に相当する運用資金を保有していること。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場合に、当該市町村が、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常的経費に相当する額を保有していること。
- (9) 開設年度から少なくとも3年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

#### 8 学校法人等の管理運営

学校法人等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法令の規定及び当該規定による処分並びに寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適切な実施
- (2) 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還(利息及び延滞金の支払いを含む。)の状況及びその徴収する掛金若しくは公租・公課の納付の状況

#### 9 資格

申請者は次に掲げるものでないこと。

- (1) 法第4条、第130条及び第134条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為(当該行為が著しく軽微である等の理由により本則を適用する必要がないと知事が認めるものを除く。)があった者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの。
- (2) 法第13条、第133条及び第134条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者(学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者(当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。)

### 第3 高校の課程又は学科の設置認可

第2の3から9(7の(7)及び(8)を除く。)を準用する。この場合において「私立学校の設置」は「高校の課程又は学科の設置」と、「開設年度」を「設置年度」と読み替えるものとする。

### 第4 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

収容定員を増員する場合は、第2の4から9(7の(7)及び(8)を除く。)を準用し、収容定員を減員する場合は、第2の4及び5を準用する。この場合において、「私立学校の設置」は「私立学校の収容定員に係る学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとする。

## 第5 私立学校の設置者の変更認可

第2の6から9(7の(7)及び(8)を除く。)を準用する。この場合、「私立学校の設置認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)」を「私立学校の設置者変更認可を受けようとする者」と、「申請者」は「変更後設置者となる者。(以下「新設置者」という。)」と「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとし、認可申請書提出時点での設置者(以下「旧設置者」という。)は審査の対象としない。

## 第6 申請手続き及び標準処理期間

### 1 私立学校の設置認可

#### (1) 計画書の提出

申請者は、別に定める計画書を開設年度の前々年度の11月末日までに知事に提出すること。

#### (2) 計画書の承認

ア 知事は(1)で提出のあった計画書の内容について、審査し、開設年度前々年度の3月末日までに申請者にその結果を通知する。

イ 知事は計画書審査に当たっては、必要に応じて和歌山県私立学校審議会(以下「審議会」という。)及び次の関係機関の意見を聴くとともに現地調査を行う。

(ア) 和歌山県教育委員会

(イ) 関係市町村の教育委員会

(ウ) 和歌山県私立学校連合会

(エ) 申請者がすでに私立学校を所有している学校法人の場合は、当該法人及び当該学校の所轄庁

#### (3) 申請書の提出

(2)で計画書の承認を受けた申請者は、認可申請書に別に定める書類を添えて、開設年度の前年度の4月末日までに知事に申請すること。

#### (4) 申請書審査期間

知事は、適正な内容の認可申請書を受理後、内容を審査の上、開設年度の前年度の3月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

### 2 高校の課程又は学科の設置認可

1を準用する。この場合、「私立学校の設置」は「高校の課程又は学科の設置」と、「開設年度」は「設置年度」に読み替える。

### 3 私立学校の収容定員に係る学則の変更認可

1を準用する。この場合、「私立学校の設置」は「私立学校の収容定員に係る学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出及び承認は要せず、1の(3)及び(4)を準用するものとし、「計画書の承認を受けた」は「収容定員を減員す

る」と読み替えるものとする。

#### 4 私立学校の設置者の変更認可

##### (1) 申請書の提出

旧設置者及び新設置者(第5において読み替える場合の「新設置者」をいう。以下同じ。)の連名による認可申請書に知事が定める書類を添えて、設置者を変更しようとする年度の前年度11月末日までに知事に提出することとする。ただし、新たに学校法人を設立し新設置者となる場合は、設置者を変更しようとする年度の前年度4月末日までに提出することとし、計画書の提出及び承認は要しない。

##### (2) 申請書審査期間

1の(4)を準用する。この場合、「開設年度」は「変更年度」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県私立小学校、中学校及び高等学校の設置認可等に関する審査基準(平成6年11月14日施行)は、廃止する。
- 3 ただし、この基準の施行の日前に計画書が提出されている学校については、なお従前の例による。

#### 附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 ただし、この基準の施行の日前に計画書が提出されている学校については、なお従前の例による。